

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	新型コロナウイルス感染症関連の印紙税非課税措置の延長											
税目	印紙税											
要望の内容	<p>【民間金融機関等に係る措置】 （措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等。</p> <p>（措置内容） 民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、民間金融機関が貸主となる特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1489 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－2 業務継続体制の確立と災害への対応
		政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	新型コロナウイルス感染症により、その経営に影響を受けた中小企業者等が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれることから、有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><参考：信用保証協会の保証承諾実績></p> <p>セーフティネット4号保証 85万件 14兆8,916億円</p> <p>危機関連保証 66万件 14兆0,580億円</p> <p>※いずれも制度開始以降令和3年6月末時点の累計</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等の負担軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に措置された。</p> <p>当初、令和3年1月末となっていた期限が、令和3年度税制改正で延長された（令和4年3月末まで。）。</p>	